

「10.6 低気圧災害」に係る町税等の減免について

今回の低気圧による災害により被害を受けた方の今年度の町県民税、固定資産税などについては、一定の要件に該当し申請があった場合減免制度が適用されます。

この申請や平成18年度分の確定申告の際などに、被災した証拠となる書類が必要となる場合がありますので、被災写真や復旧のための契約書、復旧に要した経費の領収書などを保管してください。

申請の手続きについては、後日改めてお知らせいたします。

問い合わせ
町民税務課 納税係 ☎46-1372

農家
皆さんへ

農業所得簡易計算が廃止になります

農業所得は事業所得の一つであり、他の事業所得と同様に、実際の収入金額から実際の必要経費を差引く収支計算によるものが原則です。

これまでの農業所得に関しては、農家個々の実情に即した課税を図るため、零細農家を対象として農業所得簡易計算(注)による申告受付をしていました。(注：家事消費等の計算の目安となる米の60キログラム当たりの単価や自家用畑の10アール当たりの収入金額等を所得率や経費標準値を使用して計算する方式)

問い合わせ
町民税務課 課税係 ☎46-1372

この方式は、平成18年産分をもって廃止され、平成19年産分(平成20年2～3月申告)からは全面的に収支計算方式に移行することになります。

これまで農業所得簡易計算で認められていた所得率や経費標準は一切認められなくなり、農家の皆さんは収支計算による農業所得の申告に必要となる関係書類(売上伝票や領収書等)を大切に保管してください。



平成18年 秋季全国火災予防運動

11月9日(木)～11月15日(水)

『消さないで あなたの心の 注意の火』

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えました。

日頃から火の元に注意する習慣を身に付け、大切な生命や財産を失わないよう、火災予防に努めましょう。

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめましょう。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

運動の初日、11月9日(木) 午前7時にサイレンを鳴らしますので火災と間違わないようお願いします。

職業紹介センター求職相談

毎週 月・水・金 曜日(祝日を除く)

※受付は午前9時～午後4時30分

◇会場 役場防災対策庁舎 1階 会議室

◇問い合わせ 産業振興課 商工振興係

☎ 46-1378内線424、521

